

## 粉骨(洗骨)及び一時保管申込規定書

株式会社 マイレ 心音（以下弊社という）粉骨（洗骨）及び一時保管申込規定書は、お客様と弊社の契約書の一部となります。この書面はお申込みいただく前に必ずお読みいただき、納得された上で契約書（粉骨または一時保管申込書）にご署名下さい。

弊社が実施または販売する粉骨（洗骨）一時保管の申込みについては、本規定により取り扱います。なお、弊社は事前の通知なくして本規定を変更することができるものとし、お客様は予めこれに同意するものします。

### 1. お申込み方法

- 1) 弊社所定の申込書に事項をご記入のうえ、弊社指定口座にお申込商品代金をお振込み頂きます。また、お振込み後 7 日間以内でのお取消しにつきましては、ご返金可能ですが、7 日目以降のお取消しにつきましては、お申込商品代金をお取消し料として扱わせて頂きます。尚、振込手数料はお客様のご負担となります。  
※お客様の指定によりお申し込みから 7 日以内に粉骨実施された場合、ご返金には応じません。
- 2) 粉骨(洗骨)及び一時保管の契約は、弊社が契約の締結を承諾し申込書・申込商品代金を受領した際に成立するものとなります。

### 2. お申込み条件

- 1) 故人様と最も近い関係（施主様及び施主様になるであろうと予測される方または後見人）の同意があること。
- 2) お申込みの際は、お申込み者様が成人であること。
- 3) お申込者と、死亡診断書、若しくは埋葬許可書での届出人が異なる場合には、故人様との関係が判る書類（公的書類の写し）をご準備ください。
- 4) 必要書類といたしまして、粉骨の場合には、埋葬許可書の写しが必要です。  
\*既に埋葬されている場合は必要に応じて改葬許可書の写しをご準備ください。
- 5) 必要書類といたしまして、一時保管の場合には、埋葬許可書と戸籍謄本の写しが必要です。
- 6) その他、弊社の業務上の支障があると判断した場合には、お申込みをお断りすることがあります。

### 3. 代金のお支払

- 1) ご契約以降、代金のお支払いは、遅滞なく弊社指定口座にお振込みをお願い致します。尚、振込手数料はお客様のご負担となります。

### 4. 契約解除

- 1) お客様は次に定める取消料を払って契約解除をすることができます。契約解除のご連絡は弊社営業時間内（本社 10 時 00 分～19 時 00 分）にお願い致します。
  - ① ご契約後、粉骨前日までの契約解除の際は商品代金の 50%が取消料となります。
  - ② ご契約後、粉骨当日 100%
- 2) 弊社は、契約解除後、遅滞なくご遺骨を返却（郵便局扱）致します。尚、粉骨当日の契約解除には、ご遺骨が粉骨処置された状態となるために契約解除には応じません。

## 5. 粉骨の日時

- 1) お申込みの際に希望日時をお知らせいただきます。
- 2) 他のお客様と希望日時が重なる場合には、日時の変更をお願いすることがあります。
- 3) 粉骨業務での記録データ保管期間は、実施日から起算して 1 ヶ月間とさせていただきます。

## 6. 粉骨の実施場所

- 1) 出張粉骨以外の粉骨の実施場所につきましては弊社社屋となります。
- 2) 出張粉骨以外の粉骨につきましては、立ち会うことができません。
- 3) 委託散骨の実施場所は東京・神奈川となり、指定はできません。
- 4) 委託散骨の実施につきましては、日時の指定や船舶への乗船もできません。

## 7. 弊社の契約解除権

- 1) お客様がご連絡なしに、お支払期限を守られない場合は、ご遺骨の送付等の性質上契約を解除したと判断し、総額をご請求させていただきます。
- 2) 弊社が次に定める場合において、お客様に予め理由を説明して契約を解除することができます。
  - ① 粉骨の円滑な実施が困難であると判断した場合
  - ② 粉骨後に執り行う委託散骨無料奉仕の円滑な実施が困難であると判断した場合
  - ③ 上記に掲げる項目による契約解除が発生した場合は、お申込商品代金を返金し速やかにご遺骨をご返却致します。
  - ④ 郵便局によるご遺骨紛失が発覚した場合
- 3) ご遺骨一時保管の契約満了期間（最大 3 年間）を経過しても、弊社とお客様とで連絡が取れない場合に陥った時は、当規定を軽視及び違反したと判断し、ご遺骨を着払い（郵便局扱）にて強制的に返却致します。
- 4) ご遺骨一時保管の契約満了期間を過ぎ、契約を解除したと判断し、ご遺骨を着払い（郵便局扱）にて強制的に返却しても尚、住所不定等によりご遺骨が弊社に戻った場合には海洋散骨にて代行供養致します。

## 8. お客様の責任

- 1) お客様の故意または過失、法令、公序良俗に反する行為により弊社が被害を被った場合は、お客様に損害の賠償を申し受けます。

- 2) お客様は、信義則に従って本規定を遵守するものとします。万一、お客様が本規定に違反したものと弊社が判断した場合、またはその他の行為によりお客様が弊社の業務の一部または全部を著しく妨害したものと弊社が判断した場合には、何らの通知なくしてお客様との契約を解約し、今後お客様とのお取引をお断りするものとします。

## 9. 賠償責任

- 1) 弊社では安全を最優先に考えておりますが、弊社従業員によるご遺骨往復搬送時における急激かつ偶然な外来の事故によりご遺骨に被った一定の損害について補償金をお支払致します。
- 2) 保証金額は、販売代金の全額補償とさせていただきます。

## 10. その他

- 1) 一時保管を申込される際には、業務の性質上埋葬許可書及び戸籍謄本の写しが必要となります。
- 2) 一時保管は、供養方法の選択、ご安置場所の確保、お墓の建立までの期間等の理由にて提供する業務であり納骨堂ではありません。お参りや面会は一切できません。
- 3) 一時保管でお預かりしたご遺骨は、申込期間経過後速やかに返却住所へ返却致します。
- 4) 一時保管時に3年間分預からせて頂いた金額の残金は、ご遺骨返却時に現金書留でご返却致します。
- 5) お客様の不注意によるご遺骨の紛失及び郵便局による搬送事故につきましては、郵便局の定める損害賠償制度範囲内とさせて頂き、弊社は責任を負いません。
- 6) 洗骨は遺骨に付着した汚れを取り除くために行う業務であり、火葬時や埋葬時に生じた色合いを漂白するものではありません。
- 7) 粉骨は遺骨を粉状にすることを目的として行う業務であり、火葬時や埋葬時に生じた色合いを漂白するものではありません。
- 8) 契約締結後による問題可決のために、万一、弊社とお客様との間に争訟が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

## 11. 施行日

- 1) 本規定は、2015年12月1日より施行いたします。